

法令上必要な基幹教員数(令和8年5月1日現在)

学 部 ・ 学 科 等		収容定員	設置基準上 必要基幹 教員数		基 幹 教 員 数						備 考
					専ら該当学部等の教育研究に従事する教員					左記以 外の教 員	
					教 授	准教授	講 師	助 教	計		
経済学部	経済学科	680	11	6	9	3	2	0	14	0	
	経営学科	620	11	6	7	4	4	0	15	0	
経済学部 計		1,300	22	12	16	7	6	0	29	0	
福祉社会学部	社会福祉学科	360	12	6	8	5	1	0	14	0	
	児童学科	480	10	5	7	7	3	0	17	0	
福祉社会学部 計		840	22	11	15	12	4	0	31	0	
国際文化学部	国際文化学科	470	10	5	16	1	2	1	20	0	
国際文化学部 計		470	10	5	16	1	2	1	20	0	
看護学部	看護学科	320	12	6	8	6	4	10	28	0	
看護学部 計		320	12	6	8	6	4	10	28	0	
大学全体の収容定員に応じ 定める基幹教員数			28	14							
合 計		2,930	94	48	55	26	16	11	108	0	

※学部の教育課程編成に関する運営については、基幹教員全員が教授会に参画している。

※本学における「教育課程に係る主要授業科目」は、①必修科目、②履修指定科目、③その他、当該学部が必要と認める科目である。